

随意契約理由書

件名	玉津処理場7号汚水ポンプ改修工事
契約の相手方	株式会社 西島製作所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本改修対象は、流入した汚水を水処理施設に送水するものであり、汚水処理において非常に重要な設備であるため、休止期間を極力短くすることだけでなく、当該設備に対する信頼性の確保も不可欠である。</p> <p>本改修は、長時間の運転により劣化したポンプ本体の主要部品の取替を行うことにより、今後の安定的な運転を図るものであるが、本改修を行うためには主要部品の製作に必要な図面等の技術資料を所持していることに加え、汚水ポンプ設備としての機能を発揮させるための総合的な調整・整備のノウハウを有している必要がある。</p> <p>上の条件を満たすのは、当該機器の製造会社である上記請負人のみである。以上の理由により、上記請負人に随意契約を依頼するものである。</p>	
担当部署	建設局西水環境センター西神施設課施設係 (078-927-5078)